

令和6年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第4号）						
招 集 年 月 日	令和6年6月11日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月14日 午前10時20分			議 長	小見田 和行
	散 会	令和6年6月14日 午後 2時51分			議 長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	3番 小 谷 節 雄 4番 岩 本 恭 典					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	中 野 裕 登	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第4号）

日程第 1	議案第 1 号	救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会設置条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 4 号	あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 5 号	あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 6 号	令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 6	議案第 7 号	令和 4 年災 皆越地区農地等災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 7	報告第 5 号	令和 5 年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第 8	報告第 6 号	令和 5 年度事故繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第 9	報告第 7 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 8 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 11	報告第 9 号	専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 12	報告第 10 号	専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 13	同意第 2 号	あさぎり町教育長の任命同意について
日程第 14	同意第 3 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 15	同意第 4 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 16	同意第 5 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 17	同意第 6 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 18	同意第 7 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 19	発議第 2 号	公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議について
日程第 20	発議第 3 号	地方自治の未来を創る調査特別委員会設置に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 1 号	救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会設置条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 4 号	あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 5 号	あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 6 号	令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 6	議案第 7 号	令和 4 年災 皆越地区農地等災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 7	報告第 5 号	令和 5 年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第 8	報告第 6 号	令和 5 年度事故繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第 9	報告第 7 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 8 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 11	報告第 9 号	専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 12	報告第 10 号	専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 13	同意第 2 号	あさぎり町教育長の任命同意について
日程第 14	同意第 3 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 15	同意第 4 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 16	同意第 5 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 17	同意第 6 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 18	同意第 7 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 19	発議第 2 号	公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議について
日程第 20	発議第 3 号	地方自治の未来を創る調査特別委員会設置に関する決議につ

午前10時20分 開 会

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田 和行 君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、議案第1号救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議案第1号救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会設置条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。救護施設しらがね寮移譲先候補者を選定するため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。それでは議案第1号につきまして説明させていただきます。2ページをお願いいたします。救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会設置条例でございます。第1条では、移譲先を選定するため委員会を設置することをうたっております。第2条では委員会で審議する事項を上げ、第3条では委員の人数と委員の要件を定めております。第4条では委員の任期、第5条で委員長の選出について定めております。3ページをお願いいたします。第6条で会議について、第7条で意見の徴収について、第8条で委員の責務を定め、第9条で庶務については生活福祉課で処理することを定めております。附則でございます。施行期日は公布の日から施行する。4ページをお願いいたします。招集の特例として最初に行われる会議につきましては、町長が招集することとしております。この条例の執行については委員の任期が満了した日限りとしております。なおあさぎり町救護施設あり方検討委員会条例につきましては、廃止します。以上、説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第2号あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第2号あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） 議案第2号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、当町における関係条例の一部を改正するものでございます。3ページの新旧対照表にて説明いたします。第2条に用語の意義として第5号と第6号を加えるものでございます。次に第4条第1項中法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同条第3項中法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改め、同法ただし書中、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めるものでございます。2ページをお願いいたします。附則としましてこの条例は、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はいお尋ねします。今、総務課長が御説明頂きました。私もこういう条文はそれなりに見慣れてるほうだと思いますが、正直申し上げまして具体的にどう変わるのかがよく理解できません。ここでお尋ねしたいのは、条文の法律の改正に伴う条文の改正ということは理解できますが、その結果としてですね、住民サイドであったりそういう立場の中で何か具体的に変わる要素があるのかなのか。その付近が、ただこういう条文の法律の改正に伴う条文の改正、要するに何ていうかな事務的な処理という理解でいいのか、その付近についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。この法令につきましては番号法の別表第2が廃止されるということでございますので変わる要素があるのかということでございますが、上位法令がそこが廃止されるということで特に新たに何か制定されるものではございません。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。はい、難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい同じようなことなんですけれどもこの条例の中でですね、利用特定個人情報ということで利用という言葉が出てきております。デジタル庁のほうでも調べてみましたけれども、この利用というのは国が利用する側なのか、それとも我々住民が利用するという意味で使われているんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、利用の判断ということでございますが、利用特定個人情報ということですのでマイナンバーカードのこと等にもこう言われますので、これを国も利用しますし当然町民も国民もですね、利用するものというふうに判断をしております。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5 番 難波 文美 さん） はい。概要ですね、見ましたら5点ぐらいこのマイナンバーカードについての利用ということで私はデジタル庁のほうでは見ておりました。で、これまでもいろんな問題点が指摘されてきたマイナンバーカード制度ではございます。そして保険証の廃止などもこれからですね、本格的に移行されるということですのでくれぐれもそのマイナンバーカードのセキュリティーのですね、については、しっかりと住民が安心してこのマイナンバーカードを利用できるような体制というものには気を使っていたきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、このマイナンバーカードという今の国のほうでもですね、このマイナンバーカードの利用の仕方についていろいろ今から出てくるものというふうにされておりますので、管理につきましても国のほうまた町のほうもですね、しっかりしていくようにしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。起立多数です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第4号あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第4号あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますどうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） では、議案第4号について説明をさせていただきます。この条例改正は、県の交付要領の一部改正において自己負担金の額改定があったことによりあさぎり町の条例も改正するものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明させていただきますが、助成対象経費 第3条第1項第1号のアの入院においての自己負担金を2,040円から2,000円に。イの入院以外の自己負担金1,020円を1,000円に改正するものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。以上、説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。起立多数です。したが

って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第5号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第5号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。標準下水道条例の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、議案第5号につきまして説明いたします。この条例の改正につきましては、現在政府においてデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づいたアナログ規制の見直しが行われております。現在、下水道指定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者の専属が義務づけられておりますが、これはアナログ規制の一つである常任・常駐規制に該当することから標準下水道条例の改正により責任技術者を専属する者から選任するものに見直すとともに、同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないこととされております。以上を踏まえまして関係条例の一部改正を行い、あわせて標準下水道条例に合わせた字句等についても整理を行うものとなっております。5ページをお願いします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。主なものについて説明をさせていただきます。まず第7条指定の申請ですが、第2項第2号の3行目専属を選任に。次の行の氏名の後に、並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況、を追加するものです。次に同条第3項第4号専属を選任に。責任技術者の、を責任技術者に係る、に改めるものです。第8条につきましては、次のページをお願いします。上から2行目、第1項第1号では、登録を受けた者が1人以上専属しているものであるを登録を受けた者を選任している、と改めるものです。次の第9条第1項では、専属させなければ、を選任しなければに改め、ただし書としてただし熊本県内における他の営業所について兼任することを妨げない、の文言を追加するものです。次の第10条から13ページの第42条までにつきましては、標準下水道条例に合わせ字句等の整理を行ったものとなっております。4ページをお願いします。1番下、附則としてこの条例は公布の日から施行することとしております。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第6号令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第6号令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第1号について提案いたします。令和6年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入

歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,539万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億281万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、議案第6号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。第2条 債務負担行為の追加は第2表 債務負担行為補正による。第3条 地方債の変更は第3表 地方債補正による。6ページをお願いします。第2表 債務負担行為補正です。記載の8つの事項につきまして債務負担行為の追加をするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表 地方債補正です。道路整備事業及び学校施設整備事業につきまして起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。続いて10ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分について説明いたします。2枠目の目1 地方特例交付金につきましては、今般の定額減税による個人住民税の減収補填として交付されるものです。3枠目の目1 地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源調整によるものです。次14ページをお願いいたします。続きまして歳出です。3行目の目6財産管理費 節12委託料 設計委託料につきましては、旧須恵庁舎別館の改修工事に係る設計委託料。不動産鑑定委託料につきましては、町有地の鑑定評価委託料です。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） それでは総務課所管分の説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。歳出を説明いたします。まず今回の補正では、一般職の給与費につきまして本年4月1日の人事異動による科目間の組替え、並びに諸手当における支給要件の変動などによる所要額を補正するものでございます。このことから各科目での給与費に係る補正の説明は省略させていただきます。次に給与費明細を説明申し上げます。27ページをお願いいたします。まず特別職におきましてはしらがね寮移譲先候補者選定委員及び農業委員の報酬の増額を行っております。このことから総額は各表の比較の欄に示しており、また補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に一般職の給与費について説明いたします。次の28ページをお願いいたします。一般職におきましては、本年4月1日の人事異動による科目間の組替え、諸手当における支給要件の変動などによる所要額を補正しております。次に29ページをお願いいたします。会計年度任用職員では勤務体制の確保のため税務課及び町民課で新たに任用する2名分の給与費を補正しております。今回の補正の総額は各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございます。次に30ページをお願いいたします。今回の給与費の補正は、人事異動によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは企画政策課所管分につきまして御説明申し上げ

ます。10ページをお願いいたします。まず歳入からです。4枠目で目1総務費国庫補助金 節4の地方創生臨時交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、生活福祉課所管分と税務課所管分を計上しているものです。その下の節7のデジタル田園都市国家構想交付金については、地方創生推進タイプの交付決定によりその財源分として交付率2分の1を計上するものです。続きまして歳出14ページをお願いいたします。4つ目の欄で目7の企画振興費 節7の報償費ですが、今年度において男女共同参画ガイドラインを作成することとしており、県へ相談し、男女共同参画がご専門の弁護士に変更することに伴い増額分を計上するものです。最下段の欄の目8の電子計算費 節13の使用料及び賃借料ですが、ソフトウェア使用料として昨年度の実証事業を踏まえ、行政事務の効率化のためにChatGPTの導入及び使用に係る予算と第二庁舎の防災グループにプリンター1台を設置するもの。また生涯学習センターへ無線LAN1か所追加するための予算を計上するものです。その下の節17の備品購入費ですが、先ほど御説明いたしました第二庁舎防災グループのプリンター1台及び職員用タブレットとペンシル4本セットを計上するものです。次に15ページ目をお願いいたします。最上段の欄の目17のふるさと寄附対策費 節13の使用料及び賃借料ですが、オンラインワンストップシステムを昨年度も使用していましたがオンラインの無料サービス期間の終了により計上するものです。3つ目の欄で目21テレワーク施設運営費 節12の委託料 地域おこし協力隊関係人口創出業務委託料についてですが、地域おこし協力隊の推進要綱の改正により今年度から協力隊の人件費に当たる報償費額が1人当たり40万円増額され、その2人分を計上するものです。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは税務課所管分について御説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入になります。最上段の1枠目、目1個人 節1現年度分の減額補正になります。個人住民税の定額減税に伴う減収額になります。内訳は町民税分で5,200万円、県民税分で3,500万円を見込んでいます。15ページをお願いいたします。次に歳出になります。2枠目、最下段目3定額減税調整給付事業費の新規分になります。節1報酬、その下節3職員手当等、その下節4共済費の社会保険料と共済組合負担金は、定額減税に伴う給付金事業に係る事務補助の会計年度任用職員1名分になります。来年3月末までを予定しています。16ページをお願いいたします。1枠目、節8旅費の費用弁償は同じく会計年度任用職員分になります。その下節10需用費の印刷製本費、その下節11役務費の郵送料と口座振込手数料は給付金に係る通知用の封筒代や郵便代、口座振込時の手数料になります。その下節12委託料の電算システム改修委託料は、調整給付金の支払いに係る分のシステム改修になります。その下節18負担金補助及び交付金は、定額減税に伴う調整給付金2,858人分を見込んでいます。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。町民課所管分を説明いたします。6ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。番号1 住基ネットワークシステム機器保守業務と番号2 住基ネットワークシステム賃借は今年12月に更新します住基ネットワークシステムの保守業務と賃借となります。

す。期間は令和7年度から令和11年度までとしております。16ページをお願いいたします。歳出です。2 枠目、目1 戸籍住民基本台帳費 節1 報酬 節3 職員手当等の会計年度任用職員期末手当と会計年度任用職員勤勉手当、節4 共済費の社会保険料と会計年度任用職員地方公務員共済負担金、節8 旅費は産休に伴う会計年度任用職員に関する令和6年9月から令和7年3月までの人件費7か月分となります。最下段の節1 2 委託料は住基ネットワークシステム更新に伴う構築作業となります。次のページをお願いいたします。節1 3 使用料及び賃借料は、住基ネットシステムリース料で、令和6年12月から令和7年3月までの4か月分となります。以上で町民課所管分を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸 君） はい。それでは生活福祉課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。歳入でございますが、3 枠目、目2 節4 説明の子供のための教育保育給付費地方単独費用補助金でございますが、1号認定の児童数の確定により単独費用補助金を受け入れるものでございます。17ページをお願いいたします。歳出になります。2 枠目、目1 節1 2 説明の地域おこし協力隊活動支援委託料は、地域おこし協力隊活動における特別交付税措置の上限が280万から320万に引き上げられたことにより、委託料についてその差額を増額補正するものでございます。最下段の目4 節1 2 説明の電算システム改修委託料は、議案第4号で説明しました条例改正に伴いましてシステム改修を行うものでございます。その下、上・中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、所管省庁の変更に伴い障害者福祉費から児童福祉総務費へ科目更正するものでございます。18ページをお願いいたします。1 枠目、3 段目の目7 節1 2 説明の漏水調査業務委託料は、ヘルシーランド及びふれあい福祉センターの漏水調査をするための委託料でございます。目8 低所得世帯支援事業費は、令和6年度において新たに非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯に10万円、その世帯で扶養される児童に対して1人当たり5万円を支給する事業となりますがその事業費といたしまして職員の時間外勤務手当、印刷製本費、郵送料、口座振替手数料、電算システム改修委託料と給付金を計上しております。2 枠目、目1 節3 の説明 時間外勤務手当は、子供計画について現在策定作業を進めているところでございますが、想定以上の作業量により職員の時間外勤務が発生しているため増額補正をするものでございます。その下節1 2 説明の警備委託料は、こども家庭センターを免田保健センター内事務所に現在置いておりますが、こども家庭センターで取扱います個人情報を保護するため警備システムを設置するための委託料となります。節1 8 説明の上・中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、先ほど説明をいたしました所管省庁の変更に伴い、児童福祉総務費へ科目更正するものでございます。19ページをお願いいたします。1 枠目、目2 節1 2 説明の電算システム改修委託料は令和6年10月から制度の改正により児童手当が拡充されますことに伴います児童手当システムの改修委託料となります。2 枠目、目1 救護施設総務費の節1 報酬 節8 旅費、節10 需用費は、しらがね寮移譲先候補者選定委員会に係ます経費を計上したものととなります。以上生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは健康推進課所管分について説明いたします。12ペー

ジをお願いいたします。歳入です。2 枠目、目 4 雑入 説明の新型コロナワクチン予防接種助成金は、新薬未承認薬等緊急開発支援センターから交付されます助成金で、1 人当たり 8,300 円。65 歳以上の高齢者及び 60 歳以上 65 歳未満の基礎疾患患者、計 3,700 人分になります。19 ページをお願いいたします。続きまして歳出です。3 枠目、目 1 保健衛生総務費 説明の健康管理システム改修委託料ですが、令和 6 年 4 月からコロナワクチン接種が定期接種に移行したことでこれまでの履歴を登録し、情報の抽出などを目的に現在のシステムを改修する費用になります。20 ページをお願いいたします。1 枠目、目 6 予防接種業務費 説明の個別接種医療機関委託料は、65 歳以上の高齢者及び 60 歳以上 65 歳未満の基礎疾患患者、計 3,700 人分のコロナワクチン接種委託料になります。次の目 7 健康づくり推進事業費 節 2 2 償還利子及び割引料は、令和 5 年度の事業実績に伴いまして自殺対策推進事業費補助金を返還するものでございます。次の目 8 スマートウェルネスシティー事業費 説明の地域おこし協力隊活動支援委託料は、国の地方財政措置の拡充に伴いまして、隊員 3 人分の必要経費を増額するものでございます。次の目 9 保健センター管理費 説明の工事請負費は、免田保健センター事務室に 4 月 1 日よりこども家庭センターが開設されました。個人情報等を保護管理する上で事務室に警備が必要となりましたので、事務室内にあります研修室用の空調設備等のスイッチ等につきまして時間外に保健センターを利用する場合に不便であることから、関係します設備器具を事務室外に移設します費用を計上しております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。農業委員会所管分について説明いたします。20 ページをお願いします。2 枠目、目 1 農業委員会費の節 1 報酬は、令和 6 年改選に伴い、令和 6 年 4 月 12 日をもって退任された農業委員 5 名の 4 月月額報酬 1 か月分を増額補正するものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは農林振興課所管分の説明を申し上げます。11 ページになります。歳入になります。3 段目の枠、目 4 農林水産事業費県補助金 節 2 農業費補助金の農地利用効率化等支援交付金は、農地の集約化へ向けて経営改善の取組を行うために必要な農業用機械の導入について支援金を受け入れるものです。次に集落営農活性化プレプロジェクト促進事業補助金は、事業実施年度に法人化した組織に対しての支援金を受け入れるものです。次の節 3 林業費補助金の森林作業道自立復旧支援事業補助金は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した林道作業道の自立復旧に係る支援金を受け入れるものです。次に最下段の枠目 1 指定寄附金の農林水産業費寄附金は 1 件の企業より用途が指定された寄附金を受け入れるものです。次に 21 ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠目 4 農業振興費 節 1 8 負担金補助及び交付金の農業支援センター運営負担金は、歳入で指定寄附金として受入れたものを支援センターパート従業員の拡充を図るため、既存の運営費に上乗せして支出するものです。次の目 5 農業経営基盤強化促進対策事業費 節 1 8 負担金補助及び交付金の農地利用効率化等支援交付金は、融資主体型の事業で 1 件の農業法人の農業用機械導入に伴うものとなります。次に目 8 水田農業経営確立対策事業費 節 1 8 負担金補助及び交付金の集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金は、4

月26日に設立された農事組合法人須恵かちゃあへの支援金となります。次に下段の枠目2林業振興費 節18負担金補助及び交付金の森林作業道自立復旧支援事業補助金は、1件の事業者への補助金となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。22ページになります、歳出です。1枠目、目1商工総務費 節12の委託料につきましては、地域おこし協力隊支援委託料は総務省の協力隊に係る要綱の一部改正に伴います報償費等の引上げについて商工観光課所管分の4人分を計上しております。同じく商工総務費 節18負担金補助及び交付金 地域イベント補助金につきましては、地域おこし協力隊が中心となりまして関係交流人口の増加を目的としまして昨年度に設立いたしましたあさぎり暮らしラボで、本年度実施を予定しております農家と連携しましたワーキングホリデーに係る費用の一部について補助をするものでございます。目2商工施設費 工事請負費につきましては、ポッポ館内にあります消防ポンプ施設の老朽化に伴います更新費を当初予算に計上しておりましたが物価高騰に伴います単価の見直しによりまして再度積算しましたところ現予算では不足が見込まれるために増額をするものでございます。続きまして2枠目、目1観光費 節11節役務費の産業廃棄物処理手数料につきましては、本年度より直営としましたビハ公園と谷水薬師売店にございました不用品の処分に係る費用を計上させていただいております。同じくその下水質検査手数料につきましては、公園のみの管理としましてはビハ公園につきまして、当初予算に水質検査分のみの予算を計上しておりましたが飲用水としましても使用することから滅菌設備の検査点検分を追加で計上させていただくものでございます。節12委託料のビハ公園キャンプ場警備業務委託料につきましては、これもう4月からキャンプ施設として使用を休止していることによりまして警備委託を計上しておりませんでした。しかし定期巡回を行っている中で、ごみのポイ捨てやゴルフの練習などが散見されましたことで施設周辺に係る安全対策として計上させていただくものでございます。商工観光課所管につきましては以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） それでは建設課所管分について説明いたします。6ページをお願いします。債務負担行為の追加でございます。3番の道路施設等維持管理業務につきまして、町道等の維持管理を行うための派遣職員10名分の費用になりますが、手当に勤勉手当を適用するものとしまして増額分を設定するものでございます。10ページをお願いします。歳入でございしますが、4枠目の目6土木費国庫補助金 節2道路橋梁費補助金につきましては、舗装補修事業に対しての補助金の内示により減額するものです。節3住宅費補助金につきましては、下道団地の改修事業と住生活基本計画の更新を予定しておりますがこちらも補助金の内示により減額するものです。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

◎議長（小見田 和行 君） 会議を再開します。 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それでは引き続き説明したいと思います。11 ページをお願いします。2 枠目の目 3 土木費国庫委託金 節 1 土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門管理の委託金を国との契約に基づきまして増額とするものです。次の 12 ページをお願いします。3 枠目の目 5 土木債 節 1 道路橋梁債につきましては、舗装補修事業の補助金が減額となることから事業費を減少することで減額となるものです。23 ページをお願いします。歳出でございますが 1 枠目の目 2 道路維持費 節 1 4 工事請負費につきましては、補助金の内示に伴いまして舗装補修工事を減額とするものです。目 4 道路改良費 節 1 6 公有財産購入費それから次の節 2 1 補償補填及び賠償金につきましては、岡原免田線の歩道整備における用地取得それと工作物の移転補償費を計上するものです。2 枠目の目 1 河川総務費 節 1 2 委託料につきましては、国からの樋門管理委託金の増額を受けまして樋門 19 か所の操作委託料を増額とするものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは教育課所管分について御説明いたします。6 ページをお願いいたします。第 2 表 債務負担行為補正でございます。4 番小学校図書司書派遣業務は図書司書 5 名の勤勉手当増額分。6 番については同じく中学校図書司書 1 名分を追加計上するものでございます。5 番と 7 番小学校及び中学校庁務業務は、小学校 5 名、中学校 1 名の学校庁務手の勤勉手当増額分でございます。8 番教育施設維持管理業務は作業員 4 名分の勤勉手当増額分でございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。10 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 番下の枠の目 8 教育費国庫補助金 節 1 学校施設環境改善交付金につきましては、中学校屋内運動場長寿命化改良事業の内示額により増額計上するものでございます。11 ページをお願いいたします。最上段の枠目 8 教育費国庫補助金の続きでございますが、節 3 公立学校情報機器整備費補助金につきましては、G I G A スクールネットワーク及び端末機器の運用サポートのための補助金交付決定により計上するものでございます。12 ページをお願いいたします。最上段の目 8 学校教育施設整備基金繰入金 節 1 学校教育施設整備基金繰入金につきましては、中学校屋内運動場長寿命化改良事業の一般財源分について基金を増額して繰り入れるものでございます。最下段の枠の目 7 教育債 節 1 学校施設整備事業債につきましては、中学校屋内運動場の補助対象外事業費分の起債について充当率 90 % で計上しておりましたが、県との協議で 75 % となり減額するものでございます。25 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 枠目の目 1 学校管理費 節 1 2 委託料につきましては、債務負担行為で説明しました小学校図書司書 5 名の派遣委託料の勤勉手当増額分を計上するものでございます。2 枠目の中学校費の目 1 学校管理費 節 1 2 委託料につきましても同様に図書司書 1 名分の勤勉手当増額分の計上でございます。3 枠目の目 2 公民館費 節 1 8 負担金補助及び交付金 公民分館等施設整備費補助金につきましては、4 つの分館からエアコン設置、シャッター修理、LED 照明交換、トイレ改修などの申請があつてお

りまして、補助金規則に基づき3分の1の補助金を計上したものでございます。その下の目3文化財保護費 節18負担金補助及び交付金 文化財修理補助金につきましては、八幡町にあります町有形文化財の筑串六地蔵の横に榲・銀杏の大きな木がありまして、倒木により文化財の損壊を未然に防ぐために文化財保存事業費補助金交付要綱に基づきばっかいの費用の75%の補助金を計上したものでございます。26ページをお願いいたします。上段の枠の目2体育施設費 節12委託料 森園カントリーパーク管理委託料につきましては、管理用の乗用芝刈機が故障しまして購入までの期間の機械リース料分の委託料を追加するものでございます。説明の下の施設維持管理作業員派遣業務委託料は、作業員4人の勤勉手当増額分を追加計上するものでございます。その下の節17備品購入費ですが森園カントリーパーク管理用の乗用芝刈機が平成16年購入で20年を経過しておりまして故障により使用できない状況となりましたので、1台購入を計画したものでございます。教育課所管分は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、26ページ。森園カントリーの整備ということで今後機械等を入れられるわけですが、せっかくこうやって入れていただくことはありがたいことですが、あそこをサッカー場を駐車場にして、催事が行われたってという話も聞いているんですけどもそれが事実なのかどうか、それとあわせて、それが事実とあるならばですね、今後もしそういうようなことをされるん、許可されるんですか。はい、伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

◎議長（小見田 和行 君） 会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） 今年度の農業者の方々の集まりであったかと思いますが、もちろ

ん通常ですね、使用願が出されておったかと思います。ただし申し訳ございませんけども、グラウンド内ですかね、あそこは駐車場として使われておったということはちょっと私どもはですね、ちょっと事前に把握は出来ていなかったと思います。その点をちょっと協議といいますか、精査がちょっと不足しておったかなというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。せっかくこういうですね、しっかりとした手入れをしたということで機械も入れられるわけで、一方そういう形でやられるとせっかくの手入れした芝がもうそら元も子もないような状況になってしまいますよね、あそこは。ですから今後は絶対そういうことのないようにしていただきたいなというふうに思います。はい。それとあわせて、あそこの周辺の木柵はもうほとんどもう腐ってしまって、もう目も当てられられないような状況のところがあるんですよね。やっぱり周囲もしっかりとやっぱり芝だけじゃなくて、子供たちやらいっぱいサッカーしに行きますし、そういう子供たちも遊びますから、怪我がないようにやっぱりしていただきたいなというふうに思いますから、もう1回ですね、この辺を精査していただいて頂ければというふうに思います。それと16ページの減額、定額減税の件ですたいね。それはもう非常に事務が煩雑になって事業所はもう困ってるっていうのが実情ですけれども、やはりもう側からするともういち早くこういう御時世ですんで給付頂きたいっていうのはもう当然だろうというふうに思いますが、やっぱり今年の6月からそれが始まるわけですけれども始まっているんでしょうけども、給付の用途ですよ。いつ頃までに完了しようということで進められているのか、あわせて町内非常に満額支給ちゅうか給付される人もおられればそうでない人たちもいっぱいおられるわけ。非常にその辺は大変だろうと思いますが、間違いのないようにしていただきたいんですが目標はどのあたりまで持って事務を進めようとしておられるのか。あるいはまたもう1点はどれだけの方々が対象としてのおられるのか。そこもあわせてお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。まず森園カントリーパークの件でございますが、使用されている団体におかれましては、地域づくりのために町の活性化のためにですね、大変御苦労頂いて企画され実施されたものだと思っております。ただ一方でですね、やはりその施設の一部であっても目的外いといいますか、適切に使用されていない状況がございましたらやはりいけませんので今後しっかりと事前にですね、協議をして進めさせていただきたいと思えます。また木柵につきましても、まずはその安全性、危険性には十分注意しまして、今後整備について検討していきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは、まず1点目の給付金の今後のスケジュールといいますか、こちらにつきましてはシステム改修をこの補正予算でお願いしまして、それができまして、またそれぞれ対象者には通知等を差し上げましてですね、目標としましては秋頃から年内をめどにということと計画をしているところでございます。あと対象者につきましては、先ほど給付金の対象者ということで2,858人というふうに見込んでおりますけども、まだこれは概算ですの

で大体3,000人前後になるのではないかと考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ございませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい14ページでお願いいたします。中ほどの財産管理費の委託料で須恵庁舎の別館の改修の設計委託料というふうにお伺いしているところでございますが、この件につきまして以前御説明頂きましてもう御承知のとおりこれは令和2年からの説明会等々で地元にもちょっと話をしてくられた案件でございますので、ここでちょっと設計の進め方の中でこの前の説明の中でですね、地元の覚井区との調整・協議等を進めながらというような御説明を頂いております。ここでちょっとお願いになってしまいますが、須恵庁舎別館あるいは旧須恵庁舎の解体の説明というのは、須恵地区全体にされてるんですか。いろんな利用団体。そもそもが旧須恵庁舎の1階フロアの代替機能の移転という観点で説明をスタートしております。その中で該当してる団体が須恵の覚井地区だけではないんですよね。ですからここで申し上げておきたいのは、細かな話はですね、もうこれこれまである程度されておりますので、最終的に町の方針がこうなってるという形でいくあるいは具体的に設計の進み具合の中でそういった各種団体にもですね、どっかで説明の機会をつくっていただいたほうがですね、今後のいろんな利活用を進める中でもですよ、よろしいんじゃないかなというふうな印象というか私はこれまでの経緯を含めてそう思っておりますので、その付近のお考え方をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。それともう1点でございます。最下段のソフト使用料でございます。AI利活用を今後あさぎり町も進めていただくということで今、これも先日御説明頂いております。ここでちょっとだけ確認させていただきたいのはいろんな町的意思決定、俗にいう決裁等も含めてですね、その前段の資料等の利活用も恐らくされるんだろうと思いますので、そのこれ確認です。AI等の利用履歴と申しますかそういうのは当然残ってくるんだと思いますが、ある案件がその意思決定を町としてされる時にそこはAIがそれデータ資料等々がですね、利用されたかどうかというそういうのはきちんと残るのであるかどうか。要するにそれちょっとお尋ねしたいと思います。理由は、新たなそういう要素が入ってくるわけでございますのでですね、そこは事後の検証と申しますか、そういう時にこの決定はAIが関わったのかどうかそういった部分はですね、問題ということじゃないんでしょうけど、何かそういうのが今後、何かそのあとにですね、分かるような形は当然必要であると思いますのでこれ恐らくそうなるだろうと思いますのでちょっとその付近の確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、では前段の須恵庁舎の件についてお答えをさせていただきます。これまでの地元との調整ということですので、これまでの地元への意見交換会や住民説明会の経緯について御説明をさせていただきます。まず旧須恵庁舎の解体にあたりましての旧須恵庁舎の現状と今後の方向性に係る意見交換会ということで令和2年の8月に開催をしております。この時の参加者が、区長会の校区代表、覚井区長それから利活用審議会と利用団体13団体に対して説明を行っております。その後ですね、令和2年度から3年度にかけまして住民説明会を3回開催をしております、解体に伴う住民説明会ということで区長会の校区代表、覚井区長、利活用審議員、利用団体13団体と覚井区の住民に対しまして解体の方針等々を御説明をしてい

るところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 中野審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登 君） はい。小谷議員から頂きました生成A Iの利用に関する御質問について私から回答させていただきます。まず生成A Iの利活用の履歴についてでございますけれども、私どもが生成A I業務活用検討プロジェクトチームの中で実際にトライアルで活用させていただきましたサービスにつきましては、どのような質問を指示文を入力したのか、それに対してどういう回答が返ってきたのかというところは履歴が残る形になっており、管理者権限のあるものは全てそれを見ることができるという形になっております。その上で実際に例えば資料作成等においてどのように使うかというようなルールにつきましては、プロジェクトチームの中で、埼玉県戸田市ですとかそういった先行地域ですね、ルール等も確認をしながらひとまずは何ていうんですかね、A Iが出力した内容について誤りが含まれていないか、他の法令権利の侵害が起こっていないかというところをしっかりと確認すること等をですね、中心にルールメイキングを行っておりまして、実際にその資料を作成するときにA Iを活用したことを何かその資料中に残さなければならないというようなところは現時点では想定していないところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、まず前段の分はですね、今御説明頂いた経緯できたのは承知しておりますが、今後、設計を進める段階で具体的な話がある時にこれ先日の御説明でですね、覚井区との協議を進めるとおっしゃったんですよ。だからあえてここで申し上げたのは覚井区だけではなくって先ほど御説明頂いたこれまでですね、いろいろ説明してこられた対象団体も含めてですね、最後の詰めの段階でなってきますのでそこあの再度していただいたほうがですね、何かな後に問題が残らないというふうに思うものですから、具体化する時に我々はそういうの聞いてないよという話にならないようにですね、ちょっとそこを懸念したものですから今後の話としてできればそこをお願いしたいなという趣旨でございます。それから2点目につきまして今御説明頂いたので理解はできるんですが、逆に言うとその履歴を残すことは何か、何かシステム上とか事務処理上難しいのかどうかちょっとそこは具体的に分からないんですけれども、可能であれば私は残していただいたほうが履歴の経緯ですね。という要するに私が最終的な決裁を、町の意思を決定する過程の中でそれ、そういうのを使ったんだよというのをですね、残すことは、私はもうあってしかるべきじゃないかなというような気持ちで持ってるものですからお尋ねをしてるところですが、今後そういうのは、いやそこは必要ないよというお考えなのかどうか、ちょっとそこだけ確認をさせていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。これまでの経緯を踏まえて今後の改修についても、覚井区だけでなくてというようなことで非常に御助言を頂いたものと受け止めております。感謝申し上げます。別館改修のまた要望につきましても頂いておりますので、過去の参加者等も踏まえまして、また地元と調整してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 中野審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登 君） はい、生成A I 部分についてお答えいたします。現時点ではですね、やはりその資料を作成等もしくはその決裁過程等においての利用があったところについて、何かその決裁文書上に記録をするということは必要ないのではないかと考えております。その理由といたしましては、やはりその決裁の過程、判断の過程の中でどれだけのA I 利用というところが重要な部分を占めるのかどうかにもよってくるのかなと考えておりまして例えばその資料の一部のごく一部ですね、記載等についてA I を活用した際にも、一律にA I を使用したことを明示しなければならないといたしますと中々作業的にもですね、煩雑になりますのでA I の利用自体がですね、減ってしまう。ひいては生成A I から得られるような利益をですね、取り逃がしてしまうようなことになってしまうというところがそのA I の利用を考える時に過度な規制をしてはいけないということは今国のほうでもですね、議論がされているところでございますので、規制規律は最小限で得られる利益を最大限にするというところが重要なと考えております。一方で先ほど申し上げましたとおり、生成A I にはですね、事実後に含む内容を出力される場合ですとか、特性、特別なちょっとその懸念すべき事項等はございますので、その辺りは生成A I 職員利用基準というものを定めておりますけれども、誤った内容を出力結果の中に含ませないようにしっかりと人間の目で確認すること、これを求めていますのでその点でケアをしていければと考えている次第でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ございませんですか。永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい13番 永井です。ページは21ページ、農林振興課長に1点だけお尋ねをいたします。集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金、これは須恵の農事組合法人についていう補助金だと説明だったですね。はい。これは県の支出金、県からの補助金でございますけれどもこれからはですね、この須恵の農事組合、農事組合法人に対しまして町がどういう関わり合いのやり方といいますかどういう手助けといいますか、そういうことをですね、町としてどのように考えておられますか。お尋ねいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい、4月26日に設立されました須恵農事組合法人かちゃあにつきましてはですね、大変町内でも初めての集落営農からのイコールではないんですけどもそういった組織でありまして、大変期待をしているところです。今後の町としての関わり方、支援の在り方ということでしょうけど、現時点ではですね、やっと登記が終わったかどうかというような段階だと思います。JAからもですね、協賛金ではないですけど組合員の一人として加入を頂いている関係上、JAさん、JAからの理事会かなんかに諮らんといかんかなということが聞いてますのでそれが終わった後に登記を行うという話を聞いております。今後の町としましては既に1回こられております、相談にですね。そこで申し上げましたのが、具体的な計画書、設立時に計画書等いろいろありましたけどもそこをですね、もっとこう精査を頂いた上で具体的に今年度何が必要なのかという部分も含めたところで概略で構いませんのでそこを整理頂いて、再度おいでくださいと。そういったことをそれを資料をもとにですね、町としてどのぐらい何が支援ができるのかということも含めて、最大限のと申しますかそういったことで考えておりますので、それが出てきてから検討をしたいというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。ありがとうございます。本当にですね、今まで集落営農組合が今年度もうほとんど解散されましたね。そういう時にありましてですね、もう須恵地区全部でこういうことに積極的に取り組まれた。大変御苦労されたと本当に拝察しているところですけども、そういうところをですね、これから本当に町も何といいますか本当に一緒に何といいますかね、とにかくですね、積極的に助けていただいて、そして取り組んでいってほしいと思っております。はい。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ございませんですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は13時30分にいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 午前中議案第6号においての質疑において、答弁に対する発言の訂正を申し受けておりますので許可します。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、議案第2号についての難波議員からの個人番号関係の利用についての質問に対しまして、個人も利用するというふうに答弁いたしましたけれども、個人ではなく行政機関が利用するものに訂正させていただきます。誤った答弁となり申し訳ございませんでした。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第7号令和4年災皆越地区農地災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第7号、令和4年災皆越地区農地等災害復旧工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和4年災皆越地区農地等災害復旧工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは議案第7号につきまして説明申し上げます。本件につきましては、令和6年5月21日に入札を行いまして落札業者と仮契約を締結している

ところです。今回の契約の内容になりますが、まず工事名 令和4年災皆越地区農地等災害復旧工事。工事内容 揚水ポンプ設置及び管路工。工事場所 球磨郡あさぎり町皆越地内。契約金額 6,607万7,000円。契約の相手方 球磨郡あさぎり町上北1237番地2 株式会社球磨設備 代表取締役 杉山圭司。契約の方法 指名競争入札になります。なお工期につきましては、令和7年1月末までを予定しているところです。説明につきましては以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、報告第5号令和5年度繰越明許費繰越し計算書、一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第5号、令和5年度繰越明許費繰越し計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき繰越し計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい報告第5号です。一般会計において令和5年度から令和6年度に繰越しを行った29件の事業につきまして、繰越明許費繰越し計算書により報告するものでございます。各事業の内容につきましては、これまでの予算審議の中で繰越しの理由を含め説明をしておりますので事業ごとの説明は割愛させていただきます。次のページをお願いします。1番下の合計の欄を御覧ください。事業費11億4,878万1,000円のうち翌年度繰越額が10億3,423万8,000円でございます。なおその財源内訳につきましては、右に記載のとおりとなっております。以上で報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第5号、令和5年度繰越明許費繰越し計算書、一般会計の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、報告第6号令和5年度事故繰越し計算書一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第6号、令和5年度事故繰越し計算書一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項に基づき繰越し計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、続きまして報告第6号について御報告申し上げます。一般会計におきまして地方自治法第220条第3項の規定により事故繰越しとしたものでございます。事故繰越しとは、年度内に支出負担行為をし避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものについて翌年度に繰越しして使用するものでございます。今回、第二庁舎建設事業、道路新設改良単独事業、消防団新基準活動服購入事業につきまして、右の説明欄に記載のとおり工事の人員不足や抵当権抹消手続に時間を要したことなどの理由により、翌年度への事故繰越しとなっております。

ります。下段の合計欄を御覧ください。令和5年度支出負担行為額7億9,329万7,386円のうち支出済額2億4,790万円、支出未済額5億4,539万7,386円でございます。この支出未済額に支出負担行為予定額1,465万3,814円を加えた5億6,005万2,000円が翌年度への事故繰越となっております。その財源内訳につきましては、右に記載のとおりでございます。以上、報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第6号、令和5年度事故繰越計算書一般会計の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、報告第7号令和5年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第7号令和5年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書を調整いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは報告第7号について説明いたします。繰越した事業は、上段の配水設備整備事業、翌年度繰越額2,332万円、財源内訳は企業債1,590万円、国庫支出金530万2,000円、損益勘定留保資金211万8,000円となっております。この事業は補助金追加要望により取り組んだ事業で、今年2月に内示がありまして同月末に入札を行ったため年度内完了ができなかったものです。次に下段の水道施設再編推進事業につきましては、翌年度繰越し額1億2,634万円、財源につきましては企業債8,550万円、国庫支出金3,782万5,000円、損益勘定留保資金301万5,000円となっております。この事業につきましては、須恵送水ポンプ場の電気機械設備及び外構整備になりますが、昨今の半導体不足の影響により薬注設備の液晶パネルの製作ができず薬注制御盤の納入が4月末の予定となったため年度内の完成が見込めず繰越したものとなっております。なお事業完了につきましては、上段の配水設備整備事業につきましては8月末を予定しており、下段の水道施設再編推進事業につきましては5月末に完成をしております。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第7号、令和5年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、報告第8号令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第8号、令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので同条第3項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、報告第8号について説明いたします。繰越し

た事業は、下水道事業。翌年度繰越し額 1,200 万円、財源内訳は企業債 520 万円、国庫支出金 535 万円、損益勘定留保資金 145 万円となっております。本事業は過去に行った下水道管渠布設工事等によりまして舗装の傷みが顕著な所について舗装復旧を行うものですが、年度内完了の予定でありました一部におきまして交通誘導員等の確保ができませんで、年度内完成が困難となったため繰越したものとなります。なお工事につきましては 5 月末に完了しております。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第 8 号、令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 11、報告第 9 号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第 9 号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。それでは報告第 9 号につきまして説明いたします。2 ページをお願いいたします。専決第 7 号、根拠につきましては省略させていただきます。令和 6 年 5 月 10 日付けで専決処分をしております。工事請負変更契約の締結についての議決の一部変更についてであります。令和 6 年 3 月 28 日に議会の議決を得ましたあさぎり町役場第二庁舎建設工事請負変更契約の締結につきまして一部を次のように変更しております。変更する事項としましては、変更は契約金額でありまして既決金額 12 億 4,616 万 4,638 円、変更する金額 12 億 4,782 万 5,570 円。増額 166 万 飛んで 932 円でございます。変更する理由としましては、1 新設する渡り廊下周辺の舗装の損傷が著しくあったため舗装復旧の範囲を追加したこと。数量としましては、アスファルト舗装面積 50.6 平米の追加でございます。2 外構工事の駐車場整備につきまして、建築物との高さ調整のため路盤掘削面積が増加したこと。数量としましては、路盤の漉き取り 917 平米でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第 9 号、専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 12、報告第 10 号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第 10 号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは報告第10号について説明いたします。2ページをお願いします。専決第8号、根拠につきましては省略をさせていただきます。工事請負契約の締結についての議決の一部に一部変更についてありますが、令和5年7月18日に議会の議決を得ました須恵送水ポンプ場整備工事第2期請負契約につきまして、令和6年5月13日に契約の一部を次のように変更しております。変更する事項としましては、契約金額でありまして既決金額8,943万円、変更する金額9,245万8,940円、302万8,940円の増額でございます。変更する理由としましては2の変更する理由に記載しておりますが、ポンプ場外敷地の防草対策を防草シート工から簡易舗装工に変更したことと、法面コンクリートの吹付工の面積増によるものとなっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第10号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、同意第2号あさぎり町教育長の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 同意第2号あさぎり町教育長の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町教育長を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。住所 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北1288番地2。氏名 椎葉勇二。生年月日 昭和37年1月10日生。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育長を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、提案申し上げますので同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第2号を採決します。

◎議長（小見田 和行 君） この採決は無記名投票で行います。議場の出入りを閉じます。ただいまの出席議員数は、議長を除いて13人です。次に立会人を指名します。会議規則第28条規定によって立会人5番難波議員、6番加賀山議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票用紙の漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

◎議長（小見田 和行 君） 投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 開票を行います。難波議員、加賀山議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対0票であります。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第2号あさぎり町教育長の任命同意については同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1 4 同意第 3 号から日程第 1 8 同意第 7 号までのあさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、関連がありますので一括議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 同意第 3 号あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、よろしくお願いいたします。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求める。提案理由を申し上げます。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を選任するため地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお住所・氏名のみを読み上げます。住所 熊本県球磨郡あさぎり町上東 1 3 6 9 番地 4。氏名 藤川 友行。以下、同意 4 号以降につきましても御説明申し上げます。同意第 4 号、熊本県球磨郡あさぎり町免田東 5 0 4 7 番地 1。荒木昭二。同意第 5 号、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北 9 9 番地 1。冨田道孝。同意第 6 号、熊本県球磨郡あさぎり町須恵 4 8 3 7 番地。佐藤祐恵。同意第 7 号、熊本県球磨郡あさぎり町深田東 2 3 5 0 番地。白柿耕一。以上、提案申し上げますので同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから同意第 3 号から同意 7 号まで質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。同意第 3 号から同意第 7 号まで討論がなければ直ちに採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって討論がなければ直ちに採決を行うことに決定いたしました。同意第 3 号から同意第 7 号まで討論ありませんか。討論なしと認めます。これで同意第 3 号から同意第 7 号までの討論を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これからの議案別に採決を行います。まずは同意第 3 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は議長を除いて 1 3 人です。次に立会人を指名します。7 番橋本議員、8 番森岡議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。橋本議員、森岡議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票結果を報告します。投票総数 1 3 票、有効投票 1 3 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 1 3 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 次に同意第 4 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は議長を除いて 1 3 人です。次に立会人を指名します。9 番豊永議員、1 0 番山口議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。豊永議員山口議員、開票の立会いをお願いしま

す。

◎議長（小見田 和行 君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 次に同意第5号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は議長を除いて13人です。次に立会人を指名します。11番皆越議員、12番溝口議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。皆越議員、溝口議員、開票の立会いをお願いします。はい、お願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第5号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 次に同意第6号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は議長を除いて13人です。次に立会人を指名します。13番永井議員、1番小松議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方を反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。投票用紙の漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永井議員、小松議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第6号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 次に同意第7号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は議長を除いて13人です。次に立会人を指名します。2番加藤議員、3番小谷議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は非とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。加藤議員、小谷議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第7号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 議場の出入口を開きます。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 19、発議第 2 号公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。山口議員。

○議員（10 番 山口 和幸 君） それでは発議第 2 号を説明いたします。令和 6 年 6 月 14 日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 あさぎり町議会議員 山口和幸。賛成者 あさぎり町議会議員 豊永喜一。公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 10 条の規定により提出します。提出の理由を申し上げます。平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画を具体化した個別施設計画の策定に当たり、老朽化した公共施設を含め適正な管理運営を行うため、また除却処分した跡地利用の利用等、他の公共サービスに重大な影響を及ぼさないようその計画については、二元代表制の一翼を担う議会として特別委員会を設置し調査する必要がある。以上であります。

◎議長（小見田 和行 君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。山口議員は自席にお帰りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 20、発議第 3 号地方自治の未来を創る調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。山口議員。

○議員（10 番 山口 和幸 君） それでは発議第 3 号を説明いたします。令和 6 年 6 月 14 日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 あさぎり町議会議員 山口和幸。賛成者 あさぎり町議会議員 豊永喜一。地方自治の未来を創る調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 10 条の規定により提出します。提出の理由を申し上げます。住民自治を担う主役である議員の成り手不足は地方自治の危機である。それを打開するための原因を調査し、その対策を実行に移す必要がある。以上であります。

◎議長（小見田 和行 君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。山口議員は自席にお帰りください。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 公共施設マネジメント調査特別委員会及び地方自治の未来を創る調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 26 分

再開 午後 2 時 48 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） ここで特別委員会の委員長・副委員長の選任結果について各委員会の代表者に報告願います。

◎議長（小見田 和行 君） まず公共施設マネジメント調査特別委員長より報告をお願いします。小谷委員。

◎公共施設マネジメント調査特別委員長（小谷 節雄 君） それでは、先ほど第1回公共施設マネジメント調査特別委員会が招集されました。その内容について御報告を申し上げます。まず開会后、臨時委員長、委員会条例9条2項によりまして年長議員の皆越議員によりまして進められております。委員長選任につきましては、私小谷が選任をされたところでございます。続いて副委員長選任でございますが、副委員長には加藤議員が選任をされたところでございます。本日の案件は委員長・副委員長の選任のみでございましたので以上でございます。公共施設マネジメント調査特別委員会からの御報告といたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に地方自治の未来を創る調査特別委員会委員長より報告を求めます。豊永委員。

◎地方自治の未来を創る調査特別委員長（豊永 喜一 君） それでは、地方自治の未来を創る調査特別委員会が先ほど開催されましたので御報告申し上げます。まず委員長選任につきましては指名推選によりまして私、豊永。副委員長につきましては岩本恭典委員が選任されております。以上報告申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。以上で本日の会議は日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町議会第2回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 2時51分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 26 日

議 長 小見田 和行

署名議員 小谷 節雄

署名議員 岩本 恭典